

1-5 高齢者の権利擁護支援の充実

【現状と課題】

権利擁護支援センターは、高齢者の権利侵害への対応や社会的に支援が必要な高齢者に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的にを行い、相談件数は、年間約 1,500 件～2,000 件となっています。また、高齢者虐待の通報件数は、平成 23 年度～平成 25 年度の3年間で 108 件であったものが、平成 26 年度～平成 28 年度の3年間では 148 件に増加しています。

権利擁護支援センターにおける相談内容の多くは、高齢者虐待対応などの権利侵害に関する相談となっており、高齢者とその家族の支援が求められています。

高齢者の権利侵害の対応には、家族単位の支援が不可欠であり、その支援には、権利擁護支援センターだけでなく、高齢者生活支援センターをはじめ、障がい分野等の関係機関、司法関係機関、行政等との連携・協働が求められますが、高齢者の権利侵害の深刻化を防ぐためには、権利侵害を受けている高齢者等を早期に発見し、適切な相談窓口につなぐ地域の協力が最も重要であるといえます。

また、「権利擁護」に関する知りたいことについて、アンケート調査の結果によると、一般高齢者では、「福祉サービス利用援助事業」、「成年後見制度」が多くなっており、これらの具体的な活用方法を含め、高齢者のニーズに合わせた周知の工夫が必要です。

今後も、高齢者が安心して「自分らしく」暮らし続けることができるよう権利擁護支援のネットワークの充実を図ります。

権利擁護支援センターの主な事業内容

- ①権利擁護に関する専門相談
- ②虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ③成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援
- ④高齢者及び障がいのある人等の権利擁護の普及啓発に関する広報及び講演会の開催
- ⑤権利擁護に関する支援を推進するためのネットワークの構築及び活動
- ⑥地域の権利擁護支援の担い手(第三者後見人を含む)の養成及び活動に関する事業

高齢者虐待の通報件数(疑いを含む)

(単位:件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
通報等の件数	30	64	54
身体的虐待	8	8	8
心理的虐待	11	7	8
介護や世話の放棄・放任	3	6	5
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	4	3	2

* 通報月末時点での件数を計上(要介護施設従事者等による高齢者虐待を含む。)

* 内訳は重複計上を含む。

権利擁護支援センター相談対応の状況

(単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数	1,422	1,521	2,215
成年後見制度に関する相談	354	279	720
金銭管理・財産管理に関する相談	120	113	112
生活困窮に関する相談	71	6	27
消費者被害・悪徳商法に関する相談	7	8	4
債務整理・浪費等に関する相談	84	12	41
権利侵害(虐待対応含む)に関する相談	615	867	1,003
苦情対応・相談	11	24	18
触法行為	0	0	5
相続・遺言に関する相談	39	16	61
その他権利擁護支援	121	196	224

【施策の方向】

関係機関との連携による権利擁護支援体制の充実

- 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センター間の連携にとどまらず、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業等の関係機関、専門職団体及び警察等との連携による、権利擁護支援の充実を図ります。
- 高齢者の権利侵害や虐待への対応について、協働で課題を解決する取組を推進するためにトータル・サポートの仕組みを通じて、市役所内の連携を強化するとともに関係機関や地域等との連携を推進し、支援体制の充実に努めます。
- 高齢者本人の意思決定ができるように支援します。

権利擁護に関する情報提供の強化

- 地域の相談窓口として、権利擁護支援センター、高齢者生活支援センターの効果的な周知を行います。
- 福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用促進に向けて、普及啓発を強化します。

権利擁護支援システムの構築

- 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」において高齢者の権利を守るための支援策を検討します。
- 地域における権利擁護支援の担い手(後見活動支援員、市民後見人など)の養成と活

動の場の拡充を図ります。

- 権利擁護の普及啓発や地域での見守り、権利侵害の早期発見機能の向上を目指します。
- 介護サービス利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的とし実施している「介護相談員派遣事業」を継続、拡充します。
【充実】
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

権利擁護の意識を高める取組の推進

- 関係機関や専門職員に対する権利擁護に関する知識の啓発や支援に必要な知識や技術の習得を促進します。
- 権利侵害や虐待防止を目的とした本人や家族、地域住民への啓発を行います。
- 様々な媒体（広報紙やビデオなどの活用）を通じた権利擁護に関する知識の普及啓発や権利擁護意識の醸成に努めます。

1-6 認知症高齢者への支援体制の推進

【現状と課題】

認知症施策の推進については、国の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づき、①認知症の理解を深めるための知識の普及や開発、②認知症の人の介護者への支援の推進、③認知症の人及びその家族の意向の尊重への配慮、という内容が介護保険法に位置づけられました。本市における認知症施策も、新オレンジプランの考え方を踏まえて推進していくこととなります。

本市では、これまでも、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を目的に、市民や市職員を対象とし講演会、出前講座等を実施し、広報紙やパンフレットによる啓発及び情報提供に取り組んできました。そして、平成 28 年度に認知症初期集中支援チームを設置しました。本チームは医師（認知症サポート医）・看護師・高齢者生活支援センター職員の 3 名体制で編成され、認知症が疑われるものの適切な医療や介護サービスにつながない人等に対して、訪問等による支援をおおむね 6 か月以内の期間に集中的・包括的に行い、在宅での自立生活のサポートを行っています。認知症初期集中支援チームの実績件数が少ないため、効果的な周知活動も必要です。

また、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援するため、認知症に関する知識の普及啓発を行う「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催し、これまでの受講者は 9,000 人